附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又はこの省令による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省環境省令第六号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第六条第二項、第七条、第十条第二項、第十二条第一項及び第十三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次のとおり」を「当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段」に改め、各号を削る。

第二条第一項中「次の事項を」を「様式第一による届出書により、」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第三条第一項中「次のとおり」を「当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段」に改め、各号を削り、同条第二項中「次のとおり」を「当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法」に改め、各号を削る。

第四条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に、「次の事項を」を「様式第二による届出書により、第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第五条第一項中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第二号」に、「次の事項を」を「様式第三による届出書により、」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第六条第一項中「三日」を「三営業日」に、「次の事項を」を「様式第四による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、」に改め、各号を削り、同条第二項中「から三日」を「以後速やかに、遅くとも当該日から三十日」に、「次の事項を」を「様式第五による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、」に改め、同項各号及び同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項に規定する」を「前二項の規定による」に改め、同項を同条第三項とする。

様式第一から様式第五までを次のように改める。

様式第1（第2条関係）

輸出移動書類に係る届出書

年　月　日

経済産業大臣
環境大臣　殿

届出者
氏名又は名称及び代表者の氏名　：　印
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：
FAX番号：
e-mail：

輸出特定有害廃棄物等｛の輸出を行わないこととなった／の運搬を行わないこととなった／を失った｝ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸出移動書類の交付を受けた番号及び日付	交付番号　： 交付年月日：　年　月　日
輸出特定有害廃棄物等｛の輸出を行わないこととなった／の運搬を行わないこととなった／を失った｝理由	
輸出特定有害廃棄物等に関する今後の計画	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。